

別記様式（第2条関係）

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	庁 議
開 催 日 時	平成 31 年 4 月 25 日（木）午前 8 時 58 分～午前 9 時 30 分
開 催 場 所	301 会議室
出席者及び 欠 席 者	出席者：市長、副市長、教育長、企画財務部長、企画財務部財政担当部長、総務部長、市民部長、協働推進部長、協働推進部環境担当部長、健康福祉部長、健康福祉部高齢・障害担当部長、健康福祉部子ども家庭担当部長、都市整備部長、都市整備部建設管理担当部長、教育部長、教育部学校教育担当部長、指導担当参事、議会事務局長、会計管理者 欠席者：なし
議 題	1 令和元年第 1 回市議会臨時会提出議案について 2 令和元年第 2 回市議会定例会提出議案について 3 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題 1：提案のとおり提出議案として決定する。 議題 2：提案のとおり提出議案として決定する。 議題 3：(1) 令和元年第 1 回市議会臨時会は 5 月 22 日（水）、令和元年第 2 回市議会定例会は 6 月 10 日（月）が招集期日である。 (2) 市議会における服装について、令和元年第 1 回市議会臨時会及び令和元年第 2 回市議会定例会では上着を着用することとし、状況に応じてネクタイを着用するものとする。 なお、新議員との初顔合わせ会では上着及びネクタイを着用することとする。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) (発言者) ○印=構成員 ●印=説明員	議題 1 令和元年第 1 回市議会臨時会提出議案について (1) 専決処分の承認を求めることについて (市民部長説明) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、議会を招集する時間的余裕がなく専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。 地方税法等の一部を改正する法律（平成 31 年法律第 2 号）が平成 31 年 3 月 29 日に公布され、平成 31 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、武蔵村山市税賦課徴収条例等の一部を改正したものである。 個人市民税については、①住宅借入金等特別税額控除に係る控除期間の拡充及び②住宅借入金等特別税額控除の適用に係る申告書記載要件の廃止を行ったものである。 法人市民税については、申告書等の提出について、電子計算処

理組織を使用することが困難であると認められる場合における提出方法等の規定を整備したものである。

固定資産税については、固定資産税の課税標準の特例等について、法律改正に合わせて改正したものである。

軽自動車税については、軽自動車税の税率の特例について、初度検査年月から13年を経過した車両に対する重課を平成31年度分に限ったものとして平成29年度分の特例を削除するとともに、併せて規定を整備したものである。

施行期日は平成31年4月1日である。専決年月日は平成31年3月29日、専決番号は平成31年専決第4号である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(2) 専決処分の承認を求めることについて

(市民部長説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、議会を招集する時間的余裕がなく専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

地方税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第2号)が平成31年3月29日に公布され、平成31年4月1日から施行されることに伴い、法律改正に合わせて都市計画税の課税標準の特例に係る規定の整備を行う必要が生じたことから武蔵村山市都市計画税条例の一部を改正したものである。

施行期日は平成31年4月1日である。専決年月日は平成31年3月29日、専決番号は平成31年専決第5号である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(3) 専決処分の承認を求めることについて

(市民部長説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、議会を招集する時間的余裕がなく専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

地方税法施行令等の一部を改正する政令(平成31年政令第87号)が平成31年3月29日に公布され、平成31年4月1日から施行されることに伴い、国民健康保険税の課税限度額及び国民健康保険税の減額措置に係る軽減判定所得の算定方法に変更が生じることから、武蔵村山市国民健康保険税賦課徴収条例(昭和34年村山町条例第20号)の一部を改正したものである。

施行期日は平成 31 年 4 月 1 日である。専決年月日は平成 31 年 3 月 29 日、専決番号は平成 31 年専決第 6 号である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(4) 武蔵村山市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

(市民部長説明)

地方税法等の一部を改正する法律（平成 31 年法律第 2 号）が平成 31 年 3 月 29 日に公布されたことに伴い、武蔵村山市税賦課徴収条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

個人市民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金のうち、地方団体に対する寄附金を国から指定を受けた都道府県知事等に限定した特例控除対象寄附金に改めるものである。

施行期日は令和元年 6 月 1 日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(5) 武蔵村山市都市計画税条例の一部を改正する条例

(市民部長説明)

地方税法等の一部を改正する法律（平成 31 年法律第 2 号）が平成 31 年 3 月 29 日に公布されたことに伴い、武蔵村山市都市計画税条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

都市計画税の課税標準の特例に係る規定のうち、その施行日が所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成 30 年法律第 49 号）附則第一項ただし書に規定する施行日（令和元年 6 月 1 日）であるものがあることから、併せて規定の整備を行うものである。

施行期日は令和元年 6 月 1 日から施行する。

(結 論)

提出議案として決定する。

(6) 令和元年度武蔵村山市一般会計補正予算（第 2 号）

(財政担当部長説明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中であるが、現時点では福社会館施設整備事業及びプレミアム付商品券発行事業の 2 件を予定している。また、改元に伴う元号表示の取扱いについても記載する予定である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(7) 監査委員の選任について

(企画財務部長説明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 196 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

議会議員のうちから選任された監査委員が、平成 31 年 4 月 30 日付で任期が満了することに伴い、後任の委員を選任するものである。監査委員の任期は議会の同意を得た日から令和 5 年 4 月 30 日までであり、田口和弘氏の任期満了によるものである。

(結 論)

提出議案として決定する。

議題 2 令和元年第 2 回市議会定例会提出議案について

(1) 武蔵村山市森林環境譲与税基金条例

(協働推進部長説明)

森林の整備及びその促進に関する施策に要する経費に充てるため、武蔵村山市森林環境譲与税基金を設置する必要があるので、本案を提出する。

森林の整備及びその促進に関する施策に要する経費に充てるため、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成 31 年法律第 3 号）第 27 条に規定する森林環境譲与税を財源として、武蔵村山市森林環境譲与税基金を設置するものである。

令和元年度の積立額は 2,690 千円であり、施行期日は公布の日からとする。

なお、新設条例のため、例規文書審査会に付議する。

(質 疑)

- 本基金は、企画財務部ではなく、協働推進部が所管するの
か。
- 企画財務部と協議した結果、本基金は、協働推進部が所管
する林業の分野に関するものであるため、協働推進部が所管
することとなった。
- 奥多摩町や青梅市など、森林が多く存在する自治体であら
ば具体的な使途も想像できるが、本市の場合、どのような目
的で基金の積立てを行うのか。
- 市町村に配分される森林環境譲与税は、木材の利用の促進
や普及啓発等に関する費用等に使用することができるため、
森林の整備や整備の促進に係る事業を行う際の財源とするた

め、配分された森林環境譲与税を基金として積み立てるものである。

○ 積み立てた基金に使用期限はあるのか。

○ 特に使用期限はない。

(結 論)

提出議案として決定する。

(2) 武蔵村山市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

(市民部長説明)

地方税法等の一部を改正する法律（平成 31 年法律第 2 号）が平成 31 年 3 月 29 日に公布されたことに伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

個人市民税については、①個人市民税の申告書記載事項を簡素化するとともに、②扶養親族申告書等の記載事項に単身児童扶養者を追加するものである。

軽自動車税については、軽自動車税の種別割の税率の特例について①グリーン化特例（重課）の規定整備、②グリーン化特例（軽課）の 2 年延長（令和 2 年度、令和 3 年度課税分）、③電気軽自動車に限ったグリーン化特例（軽課）の新設（令和 4 年度、令和 5 年度課税分）及び④軽自動車税の環境性能割の非課税規定等の新設を行うものである。

その他所要の規定の整備を行い、施行期日は令和元年 10 月 1 日とする。ただし、個人市民税の①は令和 2 年 1 月 1 日、②は令和 2 年 1 月 1 日及び令和 3 年 1 月 1 日、軽自動車税の電気軽自動車に限ったグリーン化特例（軽課）を新設については令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(結 論)

提出議案として決定する。

(3) アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例

(市民部長説明)

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成 28 年法律第 13 号）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 86 号）の施行に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

環境性能割創設に伴い、軽自動車税を軽自動車税の種別割に改正し、その他所要の規定を整備するものである。

施行期日は令和元年 10 月 1 日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(4) 武蔵村山市下水道条例の一部を改正する条例

(建設管理担当部長)

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律(平成 28 年法律第 85 号)等の施行に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

第 12 条の 2 中「100 分の 108」を「消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)第 29 条に規定する消費税の税率と当該税率に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 72 条の 83 に規定する地方消費税の税率を乗じて得た率とを合算した数値に 1 を加えた数値」に改めるものである。

施行期日は、令和元年 10 月 1 日からとする。

経過措置として、この条例の施行の日後の汚水の排出に係る令和元年 12 月分の使用料から適用し、同日以前の汚水の排出に係る使用料又は同年 11 月分として算定する使用料については、なお従前の例によるものとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(5) 令和元年度武蔵村山市一般会計補正予算(第 3 号)

(財政担当部長説明)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 218 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。なお、予算要求見積書については、現在各課に依頼中であり本日(4 月 25 日)を締切りとしている。

(結 論)

提出議案として決定する。

【追加予定】

(1) 監査委員の選任について

(企画財務部長説明)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 196 条第 1 項の規定により、本案を提出する。

識見を有する者のうちから選任された監査委員が、令和元年 7

月 31 日付で任期が満了することに伴い、後任の委員を選任するものである。監査委員の任期は令和元年 8 月 1 日から令和 5 年 7 月 31 日までである。

なお、追加予定であり、監査委員の原田友義氏の任期満了によるものである。

(結 論)

提出議案として決定する。

【報告事項】

(1) 繰越明許費繰越計算書について

(財政担当部長説明)

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により、報告するものである。

平成 30 年度から平成 31 年度に繰り越した繰越明許費について、繰越計算書を調製し、これを議会に報告する。なお、件数は 3 件である。

(結 論)

報告事項として決定する。

【提出事項】

(1) 武蔵村山市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について

(都市整備部長説明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、提出するものである。

提出書類については、平成 30 事業年度武蔵村山市土地開発公社決算書（事業報告書・財務諸表）及び平成 31 事業年度武蔵村山市土地開発公社予算書である。

(結 論)

提出事項として決定する。

議題 3 その他

(1) 令和元年第 1 回市議会臨時会及び令和元年第 2 回市議会定例会の招集期日について

令和元年第 1 回市議会臨時会は 5 月 22 日（水）、令和元年第 2 回市議会定例会は 6 月 10 日（月）が招集期日である。

(2) 令和元年第 1 回市議会臨時会、令和元年第 2 回市議会定例会等における服装について

